

報告事項 2

四日市都市計画区域区分等の変更について

平成31年2月4日

四日市市都市計画審議会

四日市都市計画区域区分等の変更について

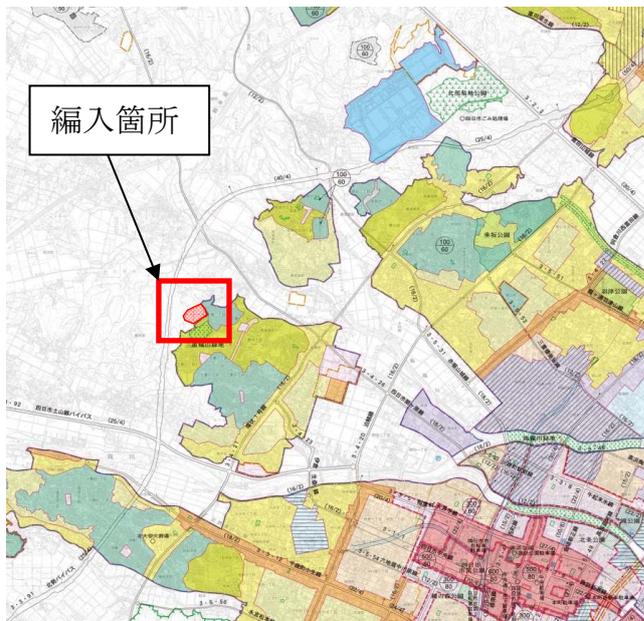
1. 概要

市街化区域の外縁部で住宅地に接し、工場が操業停止した区域において、周辺の自然や住環境に悪影響を与えるような土地利用を防止し、周辺環境と調和した良好な住環境の形成を図ることを目標として、平成24年9月に西坂部地区地区計画を定めた。

本区域においては、既に地区計画に沿った土地利用の転換が行われ、道路や下水道などの都市施設についても整備されていることから、市街化区域へ編入する都市計画の変更手続きを進める。

変更箇所	面積	変更項目	内容
西坂部地区	約 3.4ha	区域区分 (県決定)	市街化区域への編入
		用途地域 (市決定)	地区計画の用途・形態制限や隣接地の用途地域を考慮し、第一種低層住居専用地域に指定

2. 位置図、航空写真



: 編入箇所